

## 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会の共催、協賛及び名義後援に関する要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が共催、協賛及び名義後援（以下「共催等」という。）を行う事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）団体 次に掲げるものをいう。

ア 国又は地方公共団体

イ 公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他法人格を有するもので公益活動を行う団体

ウ 公共的団体その他これに準ずる団体

エ 市民の福祉、文化の向上、地域振興その他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等が協議会の推進方針に即したもの

オ アからエまでに掲げる団体のほか、会長が適当と認める団体

（2）共催 事業の企画又は運営に参画し、共同主催者として共に一つの事業を行う。

（3）協賛 事業の趣旨に賛同し、その事業について協力することをいう。

（4）名義後援 団体が行う事業又は発行する刊行物に対し、協議会が後援の名義使用を承認し、後援の意思を表明するもので、経済的支援を伴わないもの。

### （承認の要件）

第3条 会長が共催等の承認を行う事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）公益性が認められること

（2）広く市民を対象としていること

（3）営利を目的としていないこと

（4）政治・宗教など特定の主義主張に偏っていないこと

（5）内容が協議会の推進方針に反していないこと

（6）参加者に実費を大きく上回る参加費を負担させるなど、過大な負担を求めない事業であること

（7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させていないこと

(8) 公序良俗に反しない事業であること

(共催等の申請)

第4条 協議会の共催等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、共催等承認申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。ただし、申請の目的、内容その他必要事項を記載した書類をもって、これに代えることができる。

(承認の決定等)

第5条 会長は、第4条に規定する共催等の申請を受理したときは、申請に係る書類を審査し、共催等の諾否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により共催等の承認を決定したときは、共催等承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の規定により共催等の不承認を決定したときは、その旨を文書で申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 共催等の承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ会長の変更承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、その限りでない。

(1) 事業等の名称、日時及び場所を変更するとき。

(2) 実施内容を変更するとき。

(3) 入場料、参加料等を無料から有料にするとき、又は金額を変更するとき。

(4) 事業等を中止するとき。

2 会長は、前項の規定により変更承認の可否を決定したときは、その旨を文書で申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 会長は、申請者が虚偽の申請を行ったとき、又は前条第1項の規定により事業内容の変更(軽微な変更を含む。)を行った結果、第3条各号に掲げる要件を満たしていないと認められるときは、承認の決定を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により承認の決定を取り消した場合は、その旨を文書で申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、共催等の承認を取り消された場合において、主催者に損害が生じても、協議会はその賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。